

因果関係①——条件関係と相当因果関係〔折衷説〕

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑法#13 / 動画: <https://youtu.be/zZaE7anj3eg>

第2章 構成要件 ⑦／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

客観的要素の3つ目です。実行行為と結果を結ぶ関係が因果関係であり、その役割は結果を行為者に帰してよいかを絞ることにあります。結果犯ではこれがなければ既遂にならず未遂にとどまります（例＝殴打直後の無関係な落雷死では、死は行為に帰せられません）。

中身は①条件関係 → ②相当因果関係の2段階の絞りです。

1. 条件関係〔短答・論文共通〕

【公式】条件関係（*conditio sine qua non*） その実行行為がなければ、この結果は生じなかった、という関係。すなわち「あれなければ、これなし」。（「あれ」＝実行行為／「これ」＝現に生じた具体的結果）

★ 条件関係（*conditio sine qua non*）

条件関係の公式：「あれなければ、これなし」。その実行行為がなければ、この結果は生じなかった、という関係。

→ 「あれ」＝実行行為／「これ」＝現に生じた具体的な結果。

図：条件関係（あれなければこれなし）のポイントカード。「あれ」＝実行行為／「これ」＝現に生じた具体的な結果。

注意点が2つあります。

- 「これ」は現に生じた具体的な結果を指します。例＝毒で瀕死のVに別人がとどめの一撃を加えて死なせた場合、見るのは"現に生じた死（とどめによる死）"なので、とどめの行為とその死には条件関係があります。

- 付加の禁止：現実に存在しなかった事実を仮定的に付け加えて判断してはなりません。例＝道路で寝ていた人をAが車で轢いて死なせた場合、「自分が轢かなくても後続車が轢いたはず」とはいえませんが（後続車が来たことは現実にはない事実）。したがって条件関係は肯定されます。

2. 条件関係が問題になる4類型〔短

答・論文共通〕

類型	中身（自前例）	条件関係の帰結
① 仮定的因果経過	やらなくてもいずれ別原因で同じ結果が（執行直前に遺族が先にボタン）	肯定（付加の禁止で処理。仮定の経過は足さない）
② 択一的競合	各々単独で致死量の毒を投与（XとY）	単純公式だと双方否定→不当→公式は補助にすぎず結果への寄与で肯定（合法則的条件説）
③ 重疊的因果関係	各々は半致死量、合わさって致死量	双方肯定（一方が欠ければ致死量に届かない）
④ 不作為の条件関係	期待された作為があれば結果を回避できたか（「あればこれなし」）	立証困難→十中八九回避できたといえれば肯定（判例＝最決平元・12・15）

条件関係が問題になる4類型

類型	中身・自前例	条件関係
① 仮定的因果経過	「やらなくても、いずれ別の原因で同じ結果が」 例：執行直前に遺族が先にボタンを押す	肯定 （付加の禁止で処理）
② 択一的競合	各々単独で致死量の毒を入れた（XとY） 例：別々に致死量を投与し死亡	公式だと双方否定→不当 →補助公式で修正し肯定
③ 重疊的因果関係	各々は半致死量。合わさって致死量に 例：半量ずつ投与し合算で死亡	双方肯定 （一方欠けば致死量に届かず）
④ 不作為の条件関係	「救助していれば死ななかったか」で判断 立証困難 → 十中八九回避できたか	十中八九回避できれば 肯定（判例）

②と③は対で覚える。②は公式（あればこれなし）は補助にすぎず、結果への寄与で肯定（合法則的条件説）

図：条件関係が問題になる4類型（仮定的因果経過／択一的競合／重疊的因果関係／不作為）の対比表。

※ ②と③は対で覚えます。より悪質な②（各々単独で致死量）で誰も死の責任を負わないのは、③（合算で致死）で双方肯定され

るのと均衡を欠きます。だから②は条件公式を補助公式と捉え修正します。

3. 相当因果関係（折衷説）〔論文〕

条件関係だけで因果関係を認めると、処罰範囲が広がりすぎます（例＝軽い切り傷でも、搬送先の病院で別の医療事故により死亡すれば、切り傷と死亡が「あれなければこれなし」でつながってしまう）。そこで、**社会通念上"相当"な範囲に限定するのが相当因果関係説**（従来の通説）です。

趣旨：因果関係の有無を判断するとは、構成要件該当性をチェックすることです。構成要件は違法・有責な行為を社会通念に基づき類型化したものなので、「相当か」も社会通念で測ります。→ **条件関係があっても、相当性で因果関係は否定されうる**（①②は別の関門）。

相当性を、どんな事情を基礎に判断するか（基礎事情）で3説が対立します。

説	基礎にする事情	評価
主観説	行為者が認識・予見した（しえた）事情	狭すぎ
客観説	行為時の全客観的事情＋一般人が予見しえた事情	広すぎ
折衷説（通説）	一般人が認識・予見しえた事情＋行為者が現に知っていた事情	妥当

相当性判断の基礎事情（3説）

説	基礎にする事情	評価
主観説	行為者が認識・予見した（しえた）事情	狭すぎ
客観説	行為時の全客観的事情＋一般人が予見しえた事情	広すぎ
折衷説（通説）	一般人が認識・予見しえた事情＋行為者が現に知っていた事情	妥当

図：相当性の基礎事情をめぐる学説（主観説／客観説／折衷説）の対比表。

【論文の規範】折衷説の基礎事情 行為時＝一般人が認識しえた事情＋行為者が現に認識していた事情／行為後＝一般人が予見しえた事情＋行為者が現に予見していた事情を基礎に、相当性の有無を判断する。

理由は、構成要件は社会通念に基づく類型なので**一般人を基礎にし**、また有責＝行為者へ

の非難可能性なので**行為者が現に知っていた事情**も取り込む、という点にあります。→ 心臓病の例なら、その持病を一般人が気づけたか、または行為者が現に知っていたかで相当性を判断します。知りようのない持病なら、相当性が否定されることもあります。

★ 覚える規範（折衷説）

折衷説の基礎事情：行為時は**一般人が認識しえた事情＋行為者が現に認識していた事情**、行為後は**一般人が予見しえた事情＋行為者が現に予見していた事情**を基礎に相当性を判断する。

→ ∴ 構成要件は社会通念 → 一般人を基礎／有責は行為者への非難 → 行為者の事情も加える。

図：折衷説の基礎事情（一般人が認識・予見しえた事情＋行為者が現に認識・予見していた事情）のポイントカード。

※ 現在の判例の主流は、基礎事情を限定せず行為の危険性が結果に現実化したかで判断する「危険の現実化」です。その型・3類型は #14（第2章⑧）、具体的判例のあてはめ（大阪南港・米兵ひき逃げ・トランク・高速道路）は #15（第2章⑨）で扱います。

📝 論文の型 | 因果関係（条件関係＋相当因果関係〔折衷説〕）

★コア規範（逐語で覚えるのはここだけ）

因果関係は、①**条件関係**（あればこれなし）を前提に、②**社会通念上その行為からその結果が生じることが相当**といえる場合に認められる（相当因果関係説）。相当性の基礎事情は、行為時は**一般人が認識しえた事情＋行為者が現に認識していた事情**、行為後は**一般人が予見しえた事情＋行為者が現に予見していた事情**による（折衷説）。

★ コア規範（逐語で覚えるのはここだけ） | 因果関係（条件関係＋相当因果関係（折衷説））

因果関係は、①条件関係（あればこれなし）を前提に、②社会通念上その行為からその結果が生じることが相当といえる場合に認められる（相当因果関係説）。相当性の基礎事情は、行為時は一般人が認識しえた事情＋行為者が現に認識していた事情、行為後は一般人が予見しえた事情＋行為者が現に予見していた事情による（折衷説）。

最決昭42・10・24参照

復元キー（理解した趣旨から答案を再構成する）

- 1 因果関係＝結果を実行行為に帰責できるかの問題
- 2 第1段＝条件関係で事実的につなぐ
- 3 第2段＝相当性＝その結果が社会通念上「通常ありうる」か
- 4 説の分かれ目＝基礎事情の取り方 → 折衷説＝一般人認識可能＋行為者の現認識
- 5 危険の現実化説（#8）はこの相当性枠を「危険の実現」で再構成したもの

図：因果関係（条件関係＋相当因果関係〔折衷説〕）の★コア規範カード。

復元キー（趣旨から再構成する鎖）

1. 因果関係＝結果を実行行為に帰責できるかの問題
2. 第1段＝条件関係で事実的につなぐ
3. 第2段＝相当性＝その結果が社会通念上「通常ありうる」か
4. 説の分かれ目＝基礎事情の取り方 → 折衷説＝一般人認識可能＋行為者の現認識
5. 危険の現実化説（#14）はこの相当性枠を「危険の実現」で再構成したもの

フル論証（正本）

因果関係とは、実行行為と構成要件的结果との間の原因・結果の関係をいい、①条件関係（その行為がなければその結果は生じなかったという関係）を前提に、②社会通念上、その行為からその結果が生じることが相当といえる場合に肯定される（相当因果関係説）。相当性判断の基礎事情は、行

為時においては一般人が認識しえた事情＋行為者が現に認識していた事情、行為後においては一般人が予見しえた事情＋行為者が現に予見していた事情による（折衷説）。

【事例】 甲は乙を軽くこづいたところ、乙は重い心臓病を抱えており、その発作で死亡した。

【問題提起】 甲のこづき行為と乙の死亡との間に、刑法上の因果関係が認められるか。

【あてはめ】 こづき行為がなければ乙は死ななかつたといえ、条件関係はある。もっとも、乙の心臓病を一般人が認識しえず、甲も現に知らなかったのであれば、その持病は相当性判断の基礎事情に取り込めない。そのとき、軽くこづく行為から死亡が生じることが社会通念上相当とはいえず、相当性が否定され、因果関係は認められない（事案により可変）。

答案の型（司法試験で使う型） | 因果関係（条件関係＋相当因果関係（折衷説））

【事例】 甲は乙を軽くこづいたところ、乙は重い心臓病を抱えており、その発作で死亡した。

【問題提起】 甲のこづき行為と乙の死亡との間に、刑法上の因果関係が認められるか。

【規範】 上記の規範を定立（①条件関係を前提に②社会通念上相当か。基礎事情は折衷説で画する）。

【あてはめ】 こづき行為がなければ乙は死ななかったといえ、条件関係はある。もっとも、乙の心臓病を一般人が認識しえず、甲も現に知らなかったのであれば、その持病は基礎事情に取り込めない。そのとき、軽くこづく行為から死亡が生じることは社会通念上相当とはいえず、相当性が否定され因果関係は認められない（事案により可変）。

図：因果関係（条件関係）の答案の型カード（【事例】→【問題提起】→【規範】→【あてはめ】）。

短答ひっかけ

- 条件関係があっても、因果関係（相当性）は否定されうる（両者は別段階）。
- 付加の禁止：なかった事実を足して条件関係を否定しない（「後続車が来たはず」はダメ→条件関係は肯定）。
- 択一的競合＝公式だと双方否定（→補助公式で修正・肯定）／重疊的因果＝双方肯定。対で覚える。
- 折衷説の基礎＝一般人基準＋行為者が現に知っていた事情。

今日の地図（保存版）

- 因果関係＝実行行為と結果を結ぶ＝結果を行為者に帰してよいかを絞る（欠ければ未遂）

- 二段階＝①条件関係（あればこれなし）→②相当因果関係
- 条件関係の注意＝「これ」は現に生じた具体的結果／付加の禁止（なかった事実を足さない）
- 4類型＝仮定的因果経過・択一的競合（双方否定→補助公式で肯定）・重疊的因果（双方肯定）・不作為（十中八九）
- 相当性の基礎事情＝折衷説（一般人が認識しえた＋行為者が現に認識）
- 送り：危険の現実化の型 → #14／判例あてはめ（大阪南港ほか）→ #15

次回は第2章⑧「因果関係②——危険の現実化の型・3類型」。相当因果関係説に代わる現在の判例・通説の到達点＝危険の現実化を扱います。